

札幌市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案

令和 5 年（2023 年）2 月 1 3 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

札幌市特定非営利活動促進法施行条例（平成 2 3 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 目次中「第 3 4 条」を「第 4 3 条」に改める。
- (2) 第 2 条第 5 項を削る。
- (3) 第 3 条を次のように改める。

（認証申請書類の縦覧）

第 3 条 法第 1 0 条第 2 項の規定による縦覧は、第 3 4 条に規定する方法により行うものとする。

2 前項の縦覧を行う者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 縦覧に供する電磁的記録を他の記録媒体に複製し、印刷し、又は移転する等の行為をすること。
 - (2) 縦覧に供する電磁的記録を破壊し、改ざんし、又は消去する等の行為をすること。
- (4) 第 4 条第 2 項中「（同項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類にあっては、副本 1 通を添えるものとする。）」を削る。
 - (5) 第 5 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に、「2 通」を「1 通」に改め、同項を同条第 2 項とする。
 - (6) 第 7 条第 2 項を次のように改める。
 - 2 第 2 条第 4 項の規定は、法第 2 3 条第 2 項の規定による書類の提出について準用する。この場合において、第 2 条第 4 項中「申請の日」とあるのは、「提出の日」と読み替えるものとする。

- (7) 第 7 条第 3 項を削る。

- (8) 第 8 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。
- 2 第 3 条の規定は、法第 2 5 条第 5 項において準用する法第 1 0 条第 2 項の規定による縦覧について準用する。
 - 3 第 4 条の規定は、法第 2 5 条第 5 項において準用する法第 1 0 条第 4 項の規定による補正について準用する。この場合において、第 4 条第 2 項中「第 2 条第 1 項」とあるのは、「第 8 条第 1 項」と読み替えるものとする。
- (9) 第 9 条第 2 項を削る。
- (10) 第 1 0 条第 1 項中「に規定する」を「の」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に、「2 通」を「1 通」に改め、同項を同条第 2 項とする。
- (11) 第 1 1 条第 2 項を削る。
- (12) 第 1 2 条を次のように改める。
- (事業報告書等の公開)
- 第 1 2 条 法第 3 0 条の規定による閲覧は、第 3 4 条に規定する方法により行うものとする。
- 2 第 3 条第 2 項の規定は、前項の閲覧について準用する。
- (13) 第 1 4 条第 1 項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
- ただし、市長が認めるときは、この限りでない。
- (14) 第 1 4 条第 2 項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
- ただし、市長が認めるときは、この限りでない。
- (15) 第 1 5 条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
- ただし、市長が認めるときは、この限りでない。
- (16) 第 1 6 条に次のただし書を加える。
- ただし、市長が認めるときは、この限りでない。
- (17) 第 2 1 条第 2 項を削る。
- (18) 第 2 2 条第 2 項を削る。
- (19) 第 2 3 条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
- ただし、市長が認めるときは、この限りでない。
- (20) 第 2 4 条第 3 項を削る。
- (21) 第 2 6 条第 2 項を削る。

(22)第27条を次のように改める。

(役員報酬規程等の公開)

第27条 法第56条の規定による閲覧は、第34条に規定する方法により行うものとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の閲覧について準用する。

(23)第34条を第43条とし、第33条の見出しを「(条例で定める書面の縦覧等)」に改め、同条第1項中「)並びに)」を「)、」に改め、同条第2項を削り、同条を第41条とし、同条の次に次の1条を加える。

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による縦覧等)

第42条 特定非営利活動法人が、法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の規定に基づき、前条に規定する書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

(24)第32条の見出しを「(条例で定める書面の作成)」に改め、同条第2項を削り、同条を第39条とし、同条の次に次の1条を加える。

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成)

第40条 特定非営利活動法人が、法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより記録する方法により行わなければならない。

(25)第31条の見出しを「(条例で定める書面の保存)」に改め、同条第1項中「次条第1項」を「第39条」に、「及び第63条第5項」を「及び法第63条第5項」に改め、同条第2項を削り、同条を第37条とし、同条の次に次の1条を加える。

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による保存)

第38条 特定非営利活動法人が、法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第3条第1項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存

に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次号及び第40条において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 特定非営利活動法人が前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

(26)第4章中第37条の前に次の6条を加える。

（電子情報処理組織による手続等）

第31条 次に掲げる手続等については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）の規定を適用し、情報通信技術活用法第6条第1項の電子情報処理組織を使用する方法等によりこれを行うことができるものとする。この場合における法第74条において読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第1項及び第6項、第8条第1項並びに第9条第1項の規定において条例で定めることとされているものについては、次条から第35条までに定めるところによる。

(1) 法第10条第1項（法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による提出、法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出、法第23条第1項の規定による届出、法第25条第4項の規定による提出、同条第6項の規定による届出、同条第7項の規定による提出、法第29条の規定による提出、

法第31条第3項の規定による提出、法第34条第4項の規定による提出、法第44条第2項（法第51条第5項、法第58条第2項（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による提出並びに法第55条第1項及び第2項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による提出（これらを第3号、次条及び第33条において「申請等」という。）

(2) 法第10条第2項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、法第30条の規定による閲覧及び法第56条（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧（これらを次号及び第34条において「縦覧等」という。）

(3) 申請等及び縦覧等に係る作成等（情報通信技術活用法第3条第11号に規定する作成等をいう。）（第35条において「作成等」という。）

（情報通信の技術を利用する申請等に係る電子情報処理組織）

第32条 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第1項に規定する条例で定める電子情報処理組織は、本市の電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第33条 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等（情報通信技術活用法第3条第5号に規定する書面等をいう。以下この条において同じ。）により行うときに提出すべきこととされている書面等（次項に規定する書面等を除く。）に記載すべきこととされている事項その他市長が定める事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、市長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され、若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記

載すべき、若しくは記録すべき事項を前項の電子計算機から入力しなければならない。

- 3 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第6項に規定する条例で定める場合は、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長が認める場合とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第34条 市長が、法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第8条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行う場合においては、規則で定める場所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第35条 市長が、法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第9条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を本市の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(電子情報処理組織による手続等に関する委任)

第36条 第32条から前条までに定めるもののほか、第31条各号に掲げる手続等について情報通信技術活用法を適用する場合のこの条例の規定の技術的な読替えその他の必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(理 由)

特定非営利活動促進法の規定に基づき、書面による方法で行われている申請、届出等について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにする等のため、本案を提出する。